

## 「男鹿梨売ります会2020」出店条件

- 1 出店は、飲食に限ります。
- 2 2日間連続しての出店となります。
- 3 メインで販売するものは、秋田市、男鹿市、潟上市いずれかの地元産品を必ず使用願います。販売商品は、別紙「出店申込書」に記載いただきますが、記載以外のものについては、原則当日販売はできません。
- 4 1事業者あたり、テント1張(2間×3間 3600×5400)、長机(1,800×450×700)2台、パイプ椅子2脚を準備します。テントの半分のスペースは、購入されたお客様の飲食スペースになります。

テーブルクロス、ブースの装飾、値札等は、各自準備願います。
- 5 電源、ガス等で火気を使用する場合は、各自で発電機やプロパンを準備してください。また、必ず業務用消火器を小間内に用意してください。
- 6 油類等を使用する出店者は、必ずシートを敷いてください。
- 7 臨時営業許可申請は、出店者各自で行い、当日は、営業許可証を必ず掲示してください。
- 8 給水設備はありますのでご利用ください。排水設備への排水は水に限定されており、氷等をそのまま捨てることできません。水以外の残り汁や油などは持ちかえりになります。
- 9 未成年者への酒類の販売または供与は絶対にしないでください。また、未成年の従業員が酒類販売に直接携わることのないようにしてください。
- 10 持ち込みの備品、商品、食材、調味料等は毎日持ち帰りになります。不可抗力により発生した事故(盗難・紛失・火災・損傷等)については、主催者および当協議会では責任を一切負いません。
- 11 ゴミは各自でお持ち帰りください。小間内の清掃は、出店者ごとに責任をもって行い、各店舗前の通行スペースについても清掃をお願いします。
- 12 来店者および出店者間のトラブル、迷惑行為または暴力行為は厳禁とします。
- 13 出店料はかかりませんが、手数料として申告売上金の10%がかかります。最終日に道の駅おがに直接支払いをしていただきます。
- 14 事業終了後に、協議会事務局に売上実績報告書を提出していただきます。
- 15 出店中の関係者駐車場につきましては、近隣に用意する予定です。
- 16 新型コロナウイルス感染予防対策のため、マスク、使い捨て手袋の着用、アルコール除菌スプレー等を持参のうえ、衛生管理を徹底してください。
- 17 新型コロナウイルスの感染状況によっては、やむを得ず中止となる場合がありますので、ご了承ください。
- 18 出店希望者が多数の場合は、事務局で調整し、決定します。